

川崎市国土強靱化地域計画推進会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 本市における国土強靱化に関する施策の推進に関する指針として、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき策定した国土強靱化地域計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、川崎市国土強靱化地域計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）国土強靱化地域計画に関すること。
- （2）国土強靱化地域計画に基づく施策・事業の推進に関すること。
- （3）前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織等）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、副市長をもって充てる。

4 委員は、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎条例第32号）第1条に規定する局及び本部の長並びに会計室長、区長、交通局長、病院局長、消防局長、市民オンブズマン事務局長、教育委員会事務局教育次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長及び議会局長をもって充てる

（会長及び副会長の職務）

第4条 会長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議から指示された事項を審議し、及び推進会議の審議に付すべき事項について調整を行うものとする。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、危機管理本部危機管理部長をもって充てる。
- 5 幹事は、局等（区役所を除く。）にあっては危機管理を総括する課長又は担当課長を、区役所にあっては副区長をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、その議長となる。

(検討部会)

第7条 推進会議は、必要に応じて、専門の事項の調査等をさせるため、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会委員は、調査等をさせる事項に関係する職員の中から会長が指名する。
- 4 前項に定めるもののほか、検討部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 推進会議及び幹事会の庶務は、危機管理本部危機管理部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(川崎市国土強靱化地域計画策定推進会議設置要綱の廃止)

2 川崎市国土強靱化地域計画策定推進会議設置要綱（26川総危第792号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。